

日本産婦人科乳腺医学会乳房疾患認定医制度規則

第1章 総則

第1条 目的

本会は、乳房疾患の診療、特に乳癌検診に関する十分な専門的知識と技術を有するものを認定し、被検者および社会からの信頼を得、もって本邦女性の乳癌死亡の減少およびQOLの向上を図ることを目的とする。

第2章 認定委員会

第2条 認定委員会の設置

日本産婦人科乳腺医学会（以下、本会と略記）は、前条の目的を達成するために認定委員会を置く。

第3条 認定委員会の構成

委員長1名と委員若干名および担当常務理事を置く。

第4条 認定委員会の業務

認定委員会は、認定制度にかかわるすべての問題に対処する。

第5条 認定委員会委員の資格

認定委員会委員は、本会会員、顧問、学術アドバイザーから選出する。

2 認定委員会の本会会員委員は下記に定める認定医の資格を有することが望ましい。

3 認定委員会委員および顧問、学術アドバイザーは、本会の理事長が推薦し、理事会の承認を得る。

第6条 認定委員会委員長ならびにその業務

認定委員会委員長は認定委員会委員の互選により選出され理事会の承認を得て理事長が任命する。

2 認定委員会委員長は、認定委員を招集し本会認定医の資格審査を行う。認定委員会委員長が必要と判断した場合ならびに認定委員会委員あるいは理事から要望があった場合は認定委員会を開き、認定制度に関わる問題を討議できる。

3 認定委員会において決定された案件は、委員長が理事会に報告し、理事会の承認得た後、対処される。

第7条 認定委員並びに委員長の任期

委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第8条 認定委員、委員長の欠員の補充

委員あるいは委員長に欠員が生じたときは、理事長がその補充を行う。補充によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 認定医申請資格

第9条 申請要件

施行細則に定める。

第4章 認定方法

第10条 申請方法

別途定める。

第11条 審査方法

別途定める。

第12条 認定証の交付

理事長は、認定委員会が適格と認めた者に対して、理事会の議を経て認定希望者に本会認定証を交付する。

2. 認定希望者は、申請料とは別に認定医合格通知後に認定料 30,000 円を納付するものとする。

第13条 認定資格の更新

更新は5年毎とし、施行細則に定める要件の全てを満たすこと。

第14条 更新申請方法

更新を希望する者は、施行細則に定める申請書類を日本産婦人科乳腺医学会認定委員会に提出し、手数料を納付する。更新申請内容は認定委員会で審査され、理事会の承認を経て新たに認定証が交付される

第15条 認定証取得者の資格喪失

次に該当する者は、認定委員会および理事会の議を経て、その資格を喪失する。

- 1) 正当な理由を付して、その認定資格を辞退したとき。
- 2) 本会会則の規定に従って、会員としての資格を喪失したとき。
- 3) 申請書に虚偽の認められたとき。
- 4) 認定証取得者として不適当と認められたとき。
- 5) 臨床に従事しなくなったとき。
- 6) 更新申請書類が提出されなかったとき。

第16条 再申請および復活

やむをえない事情により取り消された認定資格は、認定委員会および理事会の議を経て、復活を認めることができる。

附則 本規則は2006年9月22日より施行される。

附則 本規則は2008年3月9日より施行される。

附則 本規則は2009年10月1日より施行される。

附則 本規則は2014年4月1日より施行される。

附則 本規則は2016年3月7日より施行される。